

6. 公 認 審 判 員 規 程

(目 的)

第 1 条 財団法人日本ソフトテニス連盟(以下連盟という)は連盟および連盟の支部(以下支部という)が主催する大会が円滑に運用され、その權威が保持されることを目的として公認審判員を置く。

(級 別)

第 2 条 連盟の公認審判員は、次の級別に区分する。

- ア. マスターレフェリー
- イ. マスターアンパイヤー
- ウ. 1級審判員
- エ. 2級審判員
- オ. ジュニア審判員

(職 務)

第 3 条 公認審判員の職務は、次のとおりとする。

- (1) マスターレフェリーは、連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりレフェリーとなるほか、2級審判員およびジュニア審判員の養成および指導を行い、審判員の資質の向上に努める。
- (2) 1級審判員は、連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりレフェリーまたは、アンパイヤーとなるほか、2級審判員およびジュニア審判員の養成および指導を行う。
- (3) マスターアンパイヤーおよび2級審判員は、連盟または支部の主催者の委嘱によってアンパイヤーとなる。
- (4) 2級審判員は、連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりアンパイヤーとなる。
- (5) ジュニア審判員は、連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりアンパイヤーとなる。

(認 定)

第 4 条 公認審判員の認定は第5条に定める条件に該当する者について、次のとおり行う。

- (1) マスターレフェリーは、50歳以上の人格見識に優れた1級審判員の有資格者とし、支部長の申請に基づいて適当と認められた者を、連盟の会長が認定する。
- (2) 1級審判員は、支部長の推薦により1級審判員養成のため検定会に参加した者について、連盟の審判委員会が筆記及び実技の試験を実施の上審査し、適当と認められた者を支部長の申請に基づいて、連盟の会長が認定する。
- (3) マスターアンパイヤーは、50歳以上の人格見識に優れた2級審判員の有資格者とし、支部長の申請に基づいて、適当と認められた者を連盟の会長が認定する。

- (4) 2級審判員は、支部が開催する2級審判員養成のための検定会に参加した者について、支部が筆記及び実技の試験を実施の上審査し、適当と認められた者を支部長の申請に基づいて、連盟の会長が認定する。
- ただし、2級審判員養成のための検定会に参加した者のうち、高校生については次項(4)に準じて認定することができる。
- (5) ジュニア審判員は、支部が開催するジュニア審判員養成のための検定会に参加した者について、支部が適当と認められた者を支部長の申請に基づいて、連盟の会長が認定する。
2. 公認審判員として認定されるためには、別に定める手続きを行わなければならない。

(資格条件)

第5条 公認審判員は、次の条件をそなえなければならない。

(1) マスターレフェリー

- ア. 連盟又は支部が主催する大会のレフェリーとして、審判に関することを統括してその責を果たす知識と能力がある。
- イ. 競技規則書および審判の能力に精通し、2級審判員およびジュニア審判員の指導並びに養成を行う能力がある。
- ウ. 1級審判員に認定されており、50歳以上の人格見識に優れた者。

(2) 1級審判員

- ア. 連盟又は支部が主催する大会のレフェリーとして、審判に関することを統括してその責を果たす知識と能力がある。
- イ. 競技規則書および審判の能力に精通し、2級審判員およびジュニア審判員の指導並びに養成を行う能力がある。
- ウ. 2級審判員として4年を越える経験がある。
- ただし、原則として現在2級審判員として認定されている者。

(3) マスターアンパイヤー

- ア. 連盟または支部が主催する大会のアンパイヤーとして、その責任を果たす能力がある。
- イ. 2級審判員として認定されており、50歳以上の人格見識に優れた者。

(4) 2級審判員

- ア. 連盟又は支部が主催する大会のアンパイヤーとして、その責を果たす能力がある。
- イ. 認定される日現在で、年齢満15歳以上である。

(5) ジュニア審判員

- ア. 連盟又は支部が主催する大会のアンパイヤーとしての能力がある。なお、認定される日現在中学生である。

(登録)

第6条 公認審判員として認定された者は、連盟の公認審判員名簿に登録する。

2. マスターレフェリーおよびマスターアンパイヤーとして登録した者には、認定証および徽章を交付する。

3. 1級・2級審判員として認定した者には、公認審判員手帳および徽章を交付する。
4. ジュニア審判員として登録した者には、認定証および徽章を交付する。

(有効期間)

第7条 マスターレフェリーおよびマスターアンパイターの資格は終身とする。

2. 1級・2級審判員の資格の有効期間は、認定された日から6年とする。ただし、手続き上6月1日以降に認定された者も、4月1日認定された者と同様に扱う。
3. ジュニア審判員資格の有効期間は、その生徒の期間中のみとし、中学生(3年間)の範囲内とする。
4. 移行期間においては、前資格をもって有効とみなす。

(資格の更新および切り替え)

第8条 公認審判員はその資格の有効期間が終わるにあたり、別に定める手続きを行うことにより新たに認定されたものとみなれる。ただし、ジュニア審判員は2級審判員に切り替えて認定されるものとする。

2. 資格の更新および切り替えは、その前の有効期間と連続しなければならない。
3. ジュニア審判員の資格更新は、ないものとする。

(資格の停止)

第9条 公認審判員で適性を欠く行為のあった者は、その資格を停止する。

附 則

1. この規程は、昭和50年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、昭和53年 1月 1日から施行する。
3. この規程は、1989年 1月 1日から施行する。
4. この規程は、1993年 4月 1日から施行する。
5. この規程は、1994年 6月 4日から改訂する。
6. この規程は、1995年 4月 1日から改訂する。
7. この規程は、1999年 4月 1日から改訂する。
8. この規程は、2001年 4月 1日から改訂する。

公認審判員規程施行細則

(目 的)

第 1 条 この規則は、財団法人日本ソフトテニス連盟公認審判員規程を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(検定会および研修会)

第 2 条 財団法人日本ソフトテニス連盟(以下連盟という)の公認審判員を認定するための検定会(以下検定会という)または、公認審判員の資質を高めるための研修会(以下研修会という)は、1級審判員については連盟が主催し、2級審判員およびジュニア審判員については、連盟の支部(以下支部という)が主催することを原則とする。

(講 師)

第 3 条 前項に定める検定会または研修会の講師は、1級審判員については連盟の審判委員長が選任し、2級審判員およびジュニア審判員については支部地用が選任する。

(公認審判員手帳携行義務)

第 4 条 連盟の主催する大会並びに検定会および研修会に参加の場合は、必ず公認審判員手帳を携行すること。ただし、ジュニア審判員は認定証を携帯すること。

(推薦および申請)

第 5 条 1級審判員に関する検定会または研修会に参加するための推薦は、別表1の様式1によるものとする。

2. 公認審判員として認定されるための申請は、別表1の様式2、3、5(ジュニア審判員専用)によるものとする。ただし、2級審判員およびジュニア審判員は様式3は不要とする。

(資格の更新および切り替え)

第 6 条 公認審判員がその資格を更新または切り替えするためには、次の各項に該当しなければならない。

(1) マスターレフェリーおよびマスターアンパイヤー

ア. 終身の資格であり、更新は不要とする。

イ. 研修会への参加は、本人の意志をもってできる。

(2) 1級審判員

ア. 年間3日以上連盟または支部が主催する大会のレフェリーまたはアンパイヤーとして従事すること。

イ. 連盟の審判委員会が指定する研修会に参加して、審査を受け適当と認められること。

(3) 2級審判員

- ア．年間3日以上連盟または支部が主催する大会のアンパイヤーとして従事すること。
- イ．支部が指定する研修会に参加して、審査を受け適当と認められること。

(4) ジュニア審判員

ジュニア審判員の資格更新は行わない。

- 2．支部は公認審判員が前項1号・2号・3号に該当する場合は、公認審判員手帳によりこれを証明するものとする。
- 3．1級審判員の中で連盟の審判委員長が特に認める者は、第1項第1号の規程にかかわらず資格を更新することができる。
- 4．公認審判員が資格を更新および切り替えする場合は、別表1の様式3、4により申請するものとする。
ただし、2級審判員およびジュニア審判員は、様式3は不要とする。

(申請・認定および切り替えの時期)

- 第7条 公認審判員(ジュニア審判員を含む)の認定(この場合の資格更新は除く)は年6回とし、第1回は4月1日、第2回は6月1日、第3回は8月1日、第4回は10月1日、第5回は12月1日、第6回は2月1日とする。
- 2．資格更新による公認審判員の認定されるための申請は4月1日1回とする。
 - 3．公認審判員として認定されるための申請は、各認定日の前月の15日までにを行うものとする。(ただし、新規の1級審判員の認定を除く)

(経費の徴収)

- 第8条 連盟又は支部は、検定会もしくは研修会への参加または公認審判員の認定もしくは資格の更新について、別表に示す経費を参加者または被認定者から徴収することができる。

(諸費の支給)

- 第9条 連盟が特に指定した大会のアンパイヤーとして従事した場合、または、連盟もしくは支部が主催する検定会または研修会に講師として従事した場合は、別表2に示す基準により諸費を支給される。

- 附 則
- 1．この細則は、昭和50年4月1日から施行する。
 - 2．この細則は、昭和53年1月1日から施行する。
 - 3．この細則は、1989年1月1日から施行する。
 - 4．この細則は、1993年4月1日から施行する。
 - 5．この細則は、1994年6月4日から施行する。
 - 6．この細則は、1995年4月1日から施行する。
 - 7．この細則は、1999年4月1日から施行する。
 - 8．この細則は、2001年4月1日から施行する。

公認審判員規程施行細則（別表）
 第5条 1級審判員の講習会・研修会申し込み
 別表1－様式1

（公認審判員制度用紙）

様式 1

講 研

検 定 1級審判員 （不要ノ方ヲ消ス）会参加申込書 研 修 年 月 日 （財）日本ソフトテニス連盟会長殿 支 部 名 支部長名 印 下記の者は 年 月 日 において開催される 検 定 1級審判員 （不要ノ方ヲ消ス）会に参加するのに適当なものとして申し込みます。 研 修 注意 講習は、現在2級の者が1級に認定されることを希望して受講する場合（用紙は別） 研修は、すでに1級に認定されている者が、更新のためその他で受講する場合 記

番 号	氏 名	性 別	年 齢	審 判 員 資 格 (認 定 番 号)	左 の 申 請 支 部 名
				級 ()	
				級 ()	
				級 ()	
				級 ()	
				級 ()	
				級 ()	
				級 ()	

第5条 公認審判員申請

別表1 - 様式2

公認審判員制度用紙 様式2 (1) MR MU 1級 2級 一般 高校

マスターレフェリー マスターアンパイヤー	年度 第 期 1 2	支部番号 級公認審判員認定申請書 年 月 日	
(財)日本ソフトテニス連盟会長殿			
支 部 名 支部長名 印			
下記の者を()級審判員として認定していただきたく、認定料を添えて 申請いたします。			
記			
認 定 番 号 <small>支部は、2級のみ記入)</small>	氏 名 <small>(性別)</small>	生 年 月 日	現 住 所
~ ~	()	M T S , ,	〒 TEL
~ ~	()	M T S , ,	〒 TEL
~ ~	()	M T S , ,	〒 TEL
~ ~	()	M T S , ,	〒 TEL
~ ~	()	M T S , ,	〒 TEL
~ ~	()	M T S , ,	〒 TEL
~ ~	()	M T S , ,	〒 TEL
~ ~	()	M T S , ,	〒 TEL
~ ~	()	M T S , ,	〒 TEL

注意 マスターレフェリー、マスターアンパイヤー、1級と2級は用紙を別にし、マスターレフェリー、マスターアンパイヤー、1級は様式3を添える。

第5・6条 1級審判員認定、資格更新申請個票

別表1 - 様式3

(公認審判員制度用紙)

様式3

認更

マスターレフェリー 認定
 マスターアンパイヤー (不要ノ方ヲ消ス) 申請個票
 1級審判員 資格更新

年 月 日

(財)日本ソフトテニス連盟会長殿

支部名

支部長名

印

マスターレフェリー 認定

下記事項に誤りのないことを認めマスターアンパイヤーとして (不要ノ方ヲ消ス)

1級審判員 資格更新

していただきたくお願いいたします。

注意 この個票は、認定の場合は様式2に、更新の場合は様式4に、添えるものとする。

記

ふりがな 氏名	性別 男 女	生年月日	明大昭	年 月 日
公認審判員認定番号 (認定は2級のを、更新は1級のを)	号		左の申請をした支部名	
参加した講習会 または、研修会 (複数の場合は、更新のもの)	日 時		場 所	
	年 月 日			
住 所	〒			
ソフトテニスに関する略歴				

第6条 1級・2級審判員資格更新申請

別表1 - 様式4

公認審判員制度用紙

様式4 (1)

1級 2級

年度 第 期	支部番号		
() 級公認審判員資格更新認定申請書			
年 月 日			
(財) 日本ソフトテニス連盟会長殿			
支 部 名			
支部長名			
印			
下記の者は資格更新のための所定の条件を満たしていますので、() 級審判員として て資格を更新することを認定料を添えて申請いたします。			
記			
更新認定番号 (支部は、2級のみ記入)	氏 名 (性別)	旧認定番号	現 住 所
~ ~	()	~ ~ ()	〒 TEL
~ ~	()	~ ~ ()	〒 TEL
~ ~	()	~ ~ ()	〒 TEL
~ ~	()	~ ~ ()	〒 TEL
~ ~	()	~ ~ ()	〒 TEL
~ ~	()	~ ~ ()	〒 TEL
~ ~	()	~ ~ ()	〒 TEL
~ ~	()	~ ~ ()	〒 TEL
~ ~	()	~ ~ ()	〒 TEL
~ ~	()	~ ~ ()	〒 TEL

注意 1級と2級は用紙を別にし、1級は様式3を添える

第5条 公認審判員申請

別表1 - 様式5

公認審判員制度用紙

様式5 (1)

中学

年度 第 期 支部番号

ジュニア公認審判員認定申請書

年 月 日

(財)日本ソフトテニス連盟会長殿

支 部 名

支部長名

印

下記の者をジュニア審判員として認定していただきたく、認定料を添えて
申請いたします。

記

認 定 番 号	氏 名 (性別)	生 年 月 日	学 年	所 属
~ ~ J	()	S H , ,	年	中学校
~ ~ J	()	S H , ,	年	中学校
~ ~ J	()	S H , ,	年	中学校
~ ~ J	()	S H , ,	年	中学校
~ ~ J	()	S H , ,	年	中学校
~ ~ J	()	S H , ,	年	中学校
~ ~ J	()	S H , ,	年	中学校
~ ~ J	()	S H , ,	年	中学校
~ ~ J	()	S H , ,	年	中学校
~ ~ J	()	S H , ,	年	中学校